

平成 24 年 2 月 2 日

金融機能強化法による資本支援の受け入れについて

あぶくま信用金庫
理事長 半澤 恒夫

当金庫は、協同組織金融機関として、相互扶助の精神に則り、「浜通り地方の地元金融機関として、地域住民の手足となって奉仕し、相互の繁栄をはかる」を基本方針に地域社会のあらゆるニーズに応え、地域社会のよりよい発展をかなえるために、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当金庫の営業エリアである福島県浜通りを中心とする地域は壊滅的な打撃を受けました。特に、福島第一原発事故により設定された警戒区域および計画的避難区域においては、生活基盤・経済基盤が失われる状態となり、当金庫のお取引先においても甚大な被害が発生いたしました。地震・津波・原発事故などによる被災債権は 4,293 先、297 億円になっております。

なお、東日本大震災により、当金庫も被災し、被災直後は 14 店舗 2 出張所中 11 店舗 2 出張所の営業休止を余儀なくされましたが、営業エリア内において当金庫以外の金融機関が全て営業休止しているなか、3 店舗において、いち早く営業を行うなど、地域の復旧・復興に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、東日本大震災により、直接的または間接的に何らかの被害を受けたお取引先に対する与信額は、当金庫総与信のほぼ半分を占めていることに加え、被災地域には未だ立入りが禁止されている警戒区域も含まれ、当該区域に立地する当金庫の 6 店舗も営業を休止せざるを得ない状況にあるなど、現時点において復旧・復興の見通しを判断することは極めて困難な状況にあります。

このため、当金庫が地域の中小事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復興に向けて継続的に貢献していくため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、200 億円の資本支援を受けることとなりました。

今後、本支援を踏まえた財務基盤の充実強化を図ることにより、被災されたお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向けた取り組みに尽力してまいります。